

平成19年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案参考資料

議案第31号	埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第32号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

議案第31号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員法第58条の2
<p>【趣旨】</p> <p>地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営状況の公表に関して、必要な事項を定めるための条例の制定</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 公表項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の任免及び職員数に関する状況 ・ 職員の給与の状況 ・ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 など <p>(2) 公表の時期</p> <p>任命権者及び公平委員会事務を委託しているさいたま市人事委員会からの報告を受け、毎年11月末までに広域連合長がその概要等を公表する。</p> <p>(3) 公表の方法</p> <p>埼玉県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第2条に規定する掲示場に掲示</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>さいたま市人事委員会への公平委員会事務の委託</p> <p>委託年月日 : 平成19年10月19日</p> <p>事務委託の内容 : 勤務条件に対する措置要求の審査、不利益処分に係る不服申立てに対する裁決、職員の苦情の処理など</p>	

議案第32号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律
<p>【趣旨】</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施する保険料の算定、被保険者資格の取得及び喪失、葬祭費の支給、保健事業の実施等に関して必要な事項を定めるための条例制定</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 葬祭費 被保険者が死亡した場合、その者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として5万円を支給する旨を規定</p> <p>(2) 保健事業 被保険者の健康の保持増進のために健康診査を行う旨を規定</p> <p>(3) 保険料の賦課 保険料の賦課の方法を規定（政令で定める基準に即したものとす）</p> <p>(4) 所得割率 平成20年度、21年度の所得割率は、0.0796とする旨を規定</p> <p>(5) 均等割額 平成20年度、21年度の均等割額は、42,530円とする旨を規定</p> <p>(6) 保険料の減額 所得の少ない者及び被扶養者であった者について保険料を減額する旨を規定</p> <p>(7) 保険料の徴収猶予・減免 被保険者等が天災事変等にあつた場合において、必要と認める場合には保険料の徴収を猶予、保険料の減免を行う旨を規定</p> <p>(8) 罰則 被保険者が届出義務違反等をした場合において罰則を科する旨を規定</p> <p>(9) 医療費の少ない市町村に係る賦課の特例 被保険者1人あたりの医療費が県平均より20%以上少ない市町村において、激変緩和措置を講ずる旨を規定</p> <p>(10) 平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る賦課の特例 平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料額は上半期には0円とし、下半期には当該期間に係る金額の10分の1とする旨を規定</p>	
施行日	平成20年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>その他必要事項（様式等）については規則で制定</p>	

《第2条関係》葬祭費

1 葬祭費の支給

後期高齢者医療の被保険者に対する葬祭費の支給については、『高齢者の医療の確保に関する法律第86条第1項』の規定において、原則支給することとされているため、支給することとする。

2 支給単価

支給単価は、5万円とする。

- ① 健康保険法施行令に規定される埋葬料の金額が5万円であること
- ② 県内市町村国保の8割以上が支給額を5万円としていること
- ③ 他都道府県広域連合において、支給額を5万円として検討している広域連合が最も多いこと

3 事業費

(1) 被保険者数見込み

平成20年度 554, 171人 平成21年度 583, 328人 2か年合計 1, 137, 499人

(2) 75歳以上の死亡率

0.06 (H12年度～H17年度の平均) ※出典：保健統計年報(H16)、埼玉県統計年報(H14～H17)

(3) 事業費の見込み

平成20年度 554, 171人 × 0.06 × 5万円 = 1, 662, 513千円

平成21年度 583, 328人 × 0.06 × 5万円 = 1, 749, 984千円

2か年合計 = 3, 412, 497千円

4 保険料への影響額

3, 412, 497千円 ÷ 1, 137, 499人 = 3, 000円 (年額)

《第3条関係》保健事業

1 基本的な考え方

75歳以上の後期高齢者に対する健康診査等は、後期高齢者医療広域連合の努力義務である。

しかし、後期高齢者についても、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要であり、また、これまで市町村の基本健康診査を受診していることを踏まえ、健康診査の機会を確保する。

保健指導については、本人の求めがあった場合に、住民に身近な市町村において、健康増進法の枠組の中で健康相談、健康教育等を実施していただくとともに、市町村の行う介護予防事業につなぐ仕組みを確保していくこととする。

その他の保健事業（保養所利用補助、健康家庭表彰、健康祭り等）については、実施を見合わせることにする。

2 実施内容

健康診査の財源は保険料であることから、被保険者の保険料負担を考慮し、健診項目については、特定健診の必須項目に限って行うこととする。

また、受診する被保険者と受診しない被保険者との公平の観点から一部負担金を求めることとする。事業の実施は、市町村への事務委託による方法で実施する。

3 事業費

(1) 健診単価 8,000円（日本医師会が示した特定健診項目の診療点数に基づく試算値。）

(2) 一部負担金 800円（一割）

(3) 被保険者数見込み

平成20年度	554,171人	平成21年度	583,328人	合計	1,137,499人
--------	----------	--------	----------	----	------------

(4) 事業費見込み

平成20年度	554,171人 × 2,400円 =	1,330,011千円
--------	---------------------	-------------

平成21年度	583,328人 × 2,400円 =	1,399,988千円
--------	---------------------	-------------

2か年合計 = 2,729,999千円

(5) 受診率・受診者数の見込み

2,729,999千円 ÷ 7,200円 ÷ 1,137,499人 ≒ 33.3%

1,137,499人 × 33.3% ÷ 2 ≒ 190,000人（1年間の受診者数）

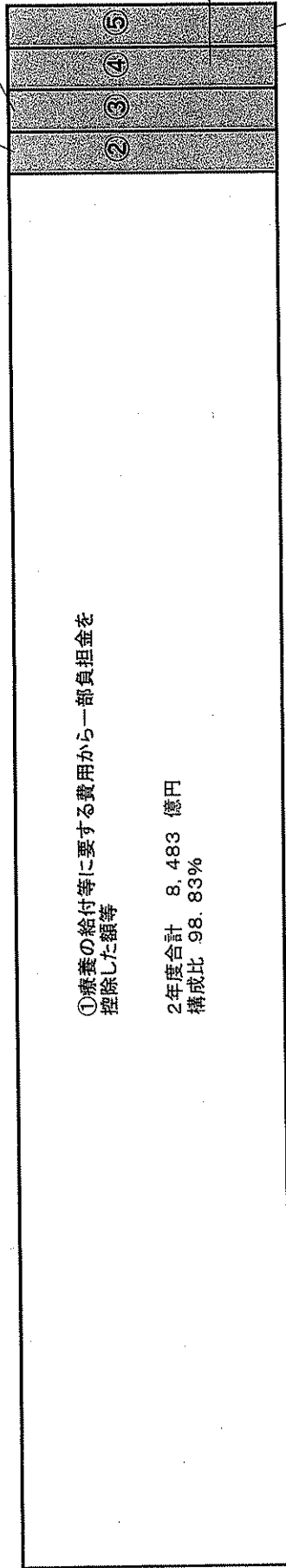
埼玉県後期高齢者医療財政の概要図(平成20年度、平成21年度)

平均被保険者数 平成20年度 554,171人
平成21年度 583,328人

合計 1,137,499人

※ 表中の2年度合計とは平成20年度と平成21年度の合計額

(1) 平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合算額(8,583億円)



①療養の給付等に要する費用から一部負担金を控除した額等

2年度合計 8,483億円
構成比 98.83%

②普通支払手数料
2年度合計 307億円
構成比 0.35%

③財政安定化基金
拠出金
2年度合計 9億円
構成比 0.10%

④保健事業に要する費用
2年度合計 27億円
構成比 0.32%

⑤雑費
2年度合計 34億円
構成比 0.40%

(2) 平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療に要する費用のための収入の見込額の合算額(8,583億円)

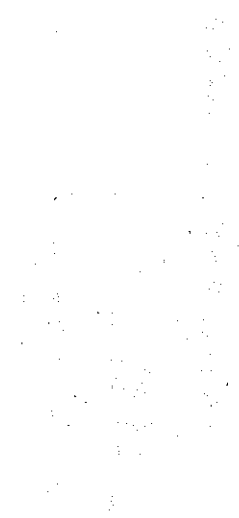
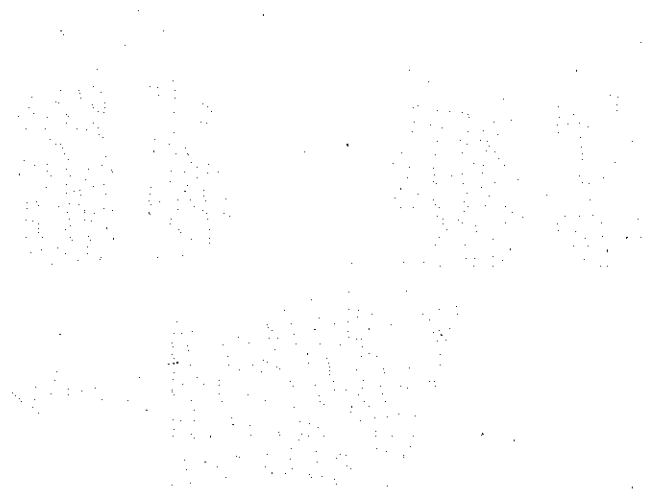
①国庫負担金(高額医療費公費負担金含む)	②調整交付金	③県負担金(高額医療費負担金含む)	④市町村負担金	⑤後期高齢者交付金(親世代からの支援金)	保険料収納必要額
2年度合計 1,948億円 構成比 22.70% ※負担対象額*1の高額医療費公費負担 + 3/12	2年度合計 510億円 構成比 5.94%	2年度合計 664億円 構成比 7.74% ※負担対象額*1の1/12 + 高額医療費公費負担	2年度合計 642億円 構成比 7.48% ※負担対象額*1の1/12	2年度合計 3,782億円 構成比 44.06% ※負担対象額*1の4/10 + 特定費用の額*2の9/10	2年度合計 1,037億円 構成比 12.08%

平均一人当たり保険料 93,990円(①+②)
(内訳)
均等割額 42,530円 ①
平均所得割額 51,460円 ②
※所得割率 7.96%

*1 負担対象額とは、被保険者の療養の給付等に要した費用の額(自己負担分を除く)から自己負担3割の者の療養の給付等に要した費用の額(自己負担分を除く)を控除した額。

*2 特定費用の額とは、自己負担3割の者の療養の給付等に要した費用の額(自己負担分を除く)

※ 普通調整交付金については、各広域連合の財政状況(被保険者の所得水準)により、増減される。埼玉県の場合、全国標準よりも高い所得水準にあるため、全国標準的な所得水準での交付金額と比較して、2年度分でおよそ80億円程度が減額される。



保險料算出資料

平成19年11月21日

保険料推計

保険料計算式 賦課総額 = (費用の額 - 収入の額) ÷ 予定保険料収納率

(1) 平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合算額

	費用の項目	金額(20年度) (千円)	金額(21年度) (千円)	2年度合計 (千円)
①	療養給付費等(一部負担金を除いた額) 被保険者の療養の給付等(医療機関での受診等)に要した費用の額から被保険者の一部負担金を控除した額、及び入院時食事療養費などの諸療養費の支給に要する額等。	386,904,822	461,405,555	848,310,377
②	審査支払手数料 医療機関等からの療養の給付等に関する請求額(レセプト)の審査及び支払に関する事務に要する費用の額。	1,376,953	1,587,769	2,964,722
③	財政安定化基金拠出金 予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、急激な医療費の増加などの給付リスクに起因する財政不足に対する資金の貸付・交付を行うために県が設置する財政安定化基金への拠出金。	462,711	462,708	925,419
④	特別高額医療費共同事業拠出金 ※ 特別高額医療費共同事業交付金と同額を見込むこととなるため、算出しない 広域連合における著しい高額な医療(レセプト1件につき400万円を超えるもの)の発生による財政負担を軽減することを目的に、国民健康保険中央会が行う共同事業への各広域連合が出し合う拠出金。			
⑤	保健事業に要する費用 被保険者の健康診査を行うために要する費用	1,330,011	1,399,988	2,729,999
⑥	葬祭費 被保険者が死亡した際、葬祭を行った者に対する給付費。一件当たり5万円を支給。	1,662,513	1,749,984	3,412,497
	費用額の合計	391,737,010	466,606,004	858,343,014

【負担割合別内訳(2年度合計)】
1割負担者分 770,504,698 千円
3割負担者分 77,805,679 千円

.....A

(2) 平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療に要する費用のための収入の見込額の合算額

	収入の項目	金額(20年度) (千円)	金額(21年度) (千円)	2年度合計 (千円)
	国庫負担金(高額医療公費負担含む)	88,857,785	105,910,889	194,768,674
①	広域連合の療養の給付費等に要する費用に対して国が行う公費負担(1割負担者分の3/12が対象で、3割負担者分は対象外)、及び高額な医療(レセプト1件につき80万円を超えるもの)に対して国が行う公費による支援。			
	調整交付金	24,605,930	26,460,037	51,065,967
②	広域連合間の財政を調整するため、広域連合に対して国が行う交付金。(各広域連合の所得水準により金額が変動)			
	県負担金(高額医療公費負担含む)	30,280,149	36,071,075	66,351,224
③	広域連合の療養の給付費等に要する費用に対して県が行う公費負担、及び高額な医療(レセプト1件につき80万円を超えるもの)に対して県が行う公費による財政支援。			
	市町村負担金	29,288,818	34,919,906	64,208,724
④	広域連合の療養の給付費等に要する費用に対して市町村が行う公費負担。			
	後期高齢者交付金	172,481,431	205,745,558	378,226,989
⑤	広域連合の療養の給付費等に要する費用に対して各医療保険者が行う負担。			
	特別高額医療費共同事業交付金			
⑥	特別高額医療費共同事業交付金 ※ 特別高額医療費共同事業拠出金と同額を見込むこととなるため、算出しない 広域連合における著しい高額な医療(レセプト1件につき400万円を超えるもの)の発生による財政負担を軽減することを目的に、国民健康保険中央会が行う共同事業からの広域連合への交付金。			
	収入額の合計	345,514,113	409,107,465	754,621,578

.....(B)

(3) 保険料収納必要額

$$\begin{array}{l} \text{保険料収納必要額(2年度分)} \\ \hline 103,721,436 \text{ (千円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{費用額(2年度分)} \text{ (A)} \\ \hline 858,343,014 \text{ (千円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{収入額(2年度分)} \text{ (B)} \\ \hline 754,621,578 \text{ (千円)} \end{array}$$

(4) 賦課総額の算出

$$\begin{array}{l} \text{賦課総額(2年度分)} \\ \hline 106,929,315 \text{ (千円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険料収納必要額(2年度分)} \\ \hline 103,721,436 \text{ (千円)} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ \hline 97\% \end{array}$$

※ 平成17年度、18年度県内介護保険料の収納率を参考に設定
 (平成17年度の県内介護保険収納率=97.9%)
 (平成18年度の県内介護保険収納率=97.5%)

賦課総額	106,929,315 (千円)
所得係数	1.21
均等割総額	48,384,305 (千円)
所得割総額	58,545,010 (千円)

※ 均等割総額 = 賦課総額 × 1 / (1 + 1.21)

※ 所得割総額 = 賦課総額 × 1.21 / (1 + 1.21) = 均等割総額 × 所得係数

$$\begin{array}{l} \text{所得係数} = \\ \hline 667,702 \text{ 円 (埼玉県の1人当たり旧ただし書所得)} \\ \hline 553,084 \text{ 円 (全国1人当たり旧ただし書所得)} \end{array} = 1.21$$

※ 旧ただし書所得とは、基礎控除(33万円)後の総所得金額等。

(5) 保険料額の算出

① 均等割額及び所得割率

均等割額	42,530 (円)
------	------------

※ 均等割総額を平均被保険者数(2年度)で除いた額 = 48,384,605千円 ÷ 1,137,499人 = 42,536円
均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるため(後期高齢者医療に関する条例第7条2項)、均等割額は42,530円となる。

所得割率	7.96%
------	-------

※ 所得割率 = $\frac{\text{所得割総額}(58,545,010 \text{千円})}{\text{補正後の旧ただし書所得金額}(735,683,038 \text{千円})} = 0.0795791\dots$

所得割率に少数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げるため(後期高齢者医療に関する条例第6条3項)、所得割率は7.96%(0.0796)となる。

平均被保険者数	20年度	21年度	合計
	554,171 (人)	583,328 (人)	1,137,499 (人)

② 1人当たり平均保険料

均等割額	42,530 (円)
所得割額	51,460 (円)
年額保険料	93,990 (円)

